

# 川越市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成27年12月25日 午前10時30分
- 3 閉 会 平成27年12月25日 午前11時20分
- 4 出席委員 梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲、伊藤 明
- 5 欠席委員 なし
- 6 委員長の職務を行った者 委員長梶川牧子
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長横田 隆、学校教育部長小林英二、教育総務部副部長兼教育財務課長野口昭彦、教育総務部参事兼地域教育支援課長芹沢雅一、教育総務部参事兼中央公民館長長谷部洋志、学校教育部副部長兼教育指導課長佐野 勝、学校教育部参事兼学校管理課長中野浩義、学校教育部参事兼学校給食課長佐藤達次郎、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長大嶋美紀夫、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長川合俊也、文化財保護課長下 薫、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、都市景観課長大澤 健

## 8 前回会議録の承認

平成27年度第10回定例会会議録を承認した。

## 9 議題及び議事の概要

### 日程第1議案第37号 川越市教育委員会委員長を選挙することについて

(委員長選挙の結果)

委員長選挙の方法について、委員の発議により指名推薦によることとし、委員長に梶川牧子委員が選任された。続いて、委員長職務代理者選挙の方法について、委員の発議により指名推薦によることとし、委員長職務代理者に長谷川均委員が指定された。

### 日程第2議案第38号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

### 日程第3議案第39号 川越市川越伝統的建造物群保存地区保存計画の一部を変更することについて

都市景観課長

川越市川越伝統的建造物群保存地区保存条例の規定に基づき、伝統的建造物として新たに1箇所1件を追加し、1件の伝統的建造物について範囲を変更するため同計画の一部を変更しようとするものである。伝統的建造物として特定しようとするものは、星野・田中両家住宅店棟の1件であり、伝統的建造物の範囲を変更しようとするものは、滝島家住宅土蔵の1件である。

始めに新たに追加する星野・田中両家店棟の所在地は、川越市幸町15番地9と

10であり、時の鐘の東側に隣接し、間口中央部分で土壁が立ち上がり、ふたつに分かれる建物になっている。西側を星野家、東側を田中家で所有している。建築年は、聞き取りや資料などから明治27年頃と推定される。外観は、正面2階に真壁を見せ、東西両面が縦ササラ下見板張りとなっており、川越の木造町家の特徴を良く表した建物である。

次に範囲を変更する滝島家住宅土蔵の所在地は、川越市幸町8番地1であり、この土蔵を含む滝島家住宅は、時の鐘近くの角地に建ち、屋号を熊野屋と称し、酒類販売を営んで始まった。滝島家住宅土蔵については、建築年は不明であるが蔵造り町家に見られる典型的な倉庫蔵である。平成11年4月に伝統的建造物に特定した際は、土蔵本体のみの保存としたが、変更後の範囲の中に土蔵に付随する下屋や塀、木戸があり十分に歴史的な価値があると認められ、下屋や塀、木戸を含めた土蔵全体が将来にわたり保存していくものと考えられることから、伝統的建造物の範囲を変更しようとするものである。

委員

川越市川越伝統的建造物群保存地区にある伝統的建造物とはどういったものであるか伺いたい。

都市景観課長

伝統的建造物は今回の追加を含めると132件となるが、この中には、市の指定文化財も含まれている。伝統的建造物とは、川越市川越伝統的建造物群保存地区内において川越の伝統的建造物群の特性を良く表している建造物である。その中で特に文化財的な価値があるものについては、市の指定文化財ともなっており、指定と特定の両方を受けている建造物もあることとなる。

委員

伝統的建造物に特定された場合のメリット及びデメリットについて伺いたい。

都市景観課長

メリットとしては保存修理に対する補助金や固定資産税の免除などが挙げられるが、建物を維持管理する責任が発生することについてはデメリットであるとも考えられる。

委員

外観については価値を損なうような行為は制限されるが、建物の内部については制限が課されていないということによりか確認したい。

都市景観課長

伝統的建造物に特定されており、市の文化財指定もされている場合、建物の内部にも行為制限がかかるため許可申請等の手続きが必要になる。また、伝統的建造物に特定され、市の文化財指定を受けていない場合には、建物内部の改装等について行為制限はない。

委員

今まで星野・田中両家住宅店棟が文化財建造物の指定を受けていなかったことに驚いている。

都市景観課長

本市では、蔵造り町家を指定してきたが、木造の町家については、今まで指定していなかった。

委員

滝島家住宅土蔵も含め本市の時の鐘近くの重要な景観を形成している建造物であるため、是非とも特定してもらいたいと思う。

委員

伝統的建造物として決定するための審議会等はあるのか伺いたい。

都市景観課長

伝統的建造物について審議する川越市伝統的建造物群保存地区保存審議会がある。今回の特定等にあたり事前に保存対策調査を行い、調査の結果に基づいて伝統的建造物として保存する価値が認められることから、保存審議会に諮り、決定して手続きを進めたものである。

委員

他にも伝統的建造物として新たに特定する候補があるのか伺いたい。

都市景観課長

他にも新たな候補はあり、調査を進めている物件もある。今回、追加する物件も含めて132件を伝統的建造物として特定ということになるが、今後は、更に増えていくものと思っている。

委員

川越の町を見るため観光に来る方も多くなっているため、伝統的建造物として保存する物件を増やしてもらいたい。

委員

今年、菓子屋横丁で火災があったが川越市川越伝統的建造物群保存地区における火災も含めた防災対策について伺いたい。

都市景観課長

市の指定文化財になっている建造物については、自動火災報知機や消火器の設置など防災に関する設備等を設置しているところである。また、伝統的建造物群保存地区については防災計画が立てられている。現在、防災計画の見直しをしており地区内の住民による自主防災組織の活動なども含めた防災対策が図られるような計画となるよう検討を進めている。

委員

防災設備の設置において、行政の役割として指導するような権限はあるのか伺い

たい。

都市景観課長

行政としては指導のみになる。

委員

災害を予防することは大事であるが、災害が起きた際の保険適用に関する課題もあると思う。行政の役割が重要になることから指導することは重要であるが、詳細な部分にまで関わるようにしてもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 その他

- (1) 議事に先立ち委員長から、議案第38号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席議員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととした。
- (2) 議案第39号の上程に先立ち、教育長から同議案に関する事務は川越市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づいて都市計画部長及び都市景観課長に補助執行させ、川越市行政組織規則において都市景観課長の事務として定められていることから、本議案の説明を都市景観課長から行わせたいと発議があり、全委員異議なく賛成し説明は都市景観課長から行われた。
- (3) 会議録署名委員として、長谷川委員長職務代理、長井委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は平成28年1月25日(月)午後2時開催に決定した。